

令和3年松前町規則第2号

松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和3年3月29日

松前町長 岡 本 靖

松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成30年松前町規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年松前町条例第12号。以下「条例」という。）第13条第2項、<u>第32条第2項及び第35条</u>の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 省略</p> <p><u>(管理者の資格要件の適用の猶予)</u></p> <p>第3条 <u>条例第6条第2項ただし書に規定するやむを得ない理由は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 管理者が死亡したこと。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年松前町条例第12号。以下「条例」という。）第13条第2項<u>及び第32条第2項</u> <u> </u>の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 省略</p>

(2) 管理者に長期療養等健康上の問題が発生したこと。

(3) 管理者が急に退職したこと。

(4) その他不測の事態と町長が認める事由が発生したこと。

2 条例第6条第2項ただし書の規定により介護支援専門員を管理者として置く期間は、1年とするものとする。

3 前項の規定にかかわらず、利用者保護の観点から特に必要があると町長が認めるときは、同項の期間を1年間延長することができる。その後も同様とする。

4 条例第6条第2項ただし書の規定の適用を受けようとする者（前項の規定により第2項の期間を延長しようとする者を含む。）は、介護支援専門員を管理者とする旨の届出書（別記様式）によりその旨を町長に届け出なければならない。

第4条 省略

第5条 省略

（準用）

第6条 第4条の規定は、基準該当居宅介護支援を行う場合について準用する。

2 省略

第3条 省略

第4条 省略

（準用）

第5条 第3条の規定は、基準該当居宅介護支援を行う場合について準用する。

2 省略

附則の次に次の様式を加える。

